

仕様書

1 業務名

「Team Sapporo-Hokkaido」ウェブサイト制作・運用業務

2 業務の目的

令和5年6月に、産学官金の21機関から成るGX・金融コンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」（以下「TSH」という。）を設立し、今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資及びそれに呼応した世界中からの投資を北海道・札幌に呼び込むため、洋上風力発電や水素製造等の事業化を進める「8つのGXプロジェクト」、そして、投資を促進するための情報基盤整備やファンド組成等を進める「6つの重点取組」を中心に、様々なチャレンジを始めている。

これらの取組を進めることで、GX産業のサプライチェーンの構築・雇用創出を図り、電気・水素等の地域利用・道外移出等を通じた経済活性化に繋げるとともに、スタートアップの創出・育成を進め、世界中から資産運用会社等の金融機能を北海道・札幌に呼び込み、日本の再生可能エネルギーの供給基地、そして、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積するアジア・世界の金融センターを実現したいと考えているところ。

TSHでは国内外からのGX企業・資産運用会社の進出や、GX事業の推進に係る投資の促進を目的としていることから、これらの目的を踏まえて、国内外からアクセスすることができるウェブサイトを構築するとともに、ウェブサイトにおける情報発信力を強化し、北海道・札幌への関心及び好感を抱かせることが必要となる。

以上のことから、本業務は、国内外に向けたTSHのプロモーションツールとして魅力的な情報及びデザイン性を備えたウェブサイトを構築・運用するもの。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 ウェブサイト公開開始予定日

令和6年11月30日（土）

5 業務内容

(1) ウェブサイト構築

下記①～⑧に基づき、当該ウェブサイトの全体設計、取材、ページデザイン・レイアウト作成、掲載写真の調達、イラスト・図表の作成、原稿のリライティング及び翻訳、コーディング作業、サーバ・ドメイン提供、SEO対策を行い構

築すること。

なお、当該ウェブサイトの制作にはWordPressを利用すること。

① デザイン・レイアウト

当該ウェブサイトは、北海道におけるGXの取組やポテンシャルに関心を抱かせ、GX企業や資産運用会社、投資家等の立地先、投資先の選択肢に選ばれるよう、北海道・札幌の魅力が伝わるようなデザイン・内容とすること。

また、PCのみならずスマートフォンやタブレット端末に対応可能なレスポンシブデザインとすること。

② 対応言語

当該ウェブサイト内の言語については、日本語と英語の2言語に対応すること。なお、日本語版と英語版のページの内容は必ずしも同一である必要はなく、それぞれのターゲットを踏まえて適切な構成とすること。

③ コンテンツ

下記ア～オを最低限含む内容のコンテンツを制作し、適切なサイトマップを構築すること。なお、当該ウェブサイトの構築にあたっては、委託者と協議の上進めることとする。

ア TSHのロゴ

当該ウェブサイトの運営主体であるTSHのブランディングの一つとして、ロゴマークを制作し、これを当該ウェブサイト内に露出させること。なお、制作したロゴに関しては、当該ウェブサイトのみならず、今後TSHが対外的に使用することを想定しており、当該ロゴに関する権利はTSHに帰属するものとする。

イ コンテンツ記事

当該ウェブサイトのメインとなるページで、以下の視点を適切に説明するページを制作すること。

- ・北海道におけるGXのポテンシャルや可能性を伝えるもの
- ・TSHの活動である8つのGXプロジェクトを説明するもの
- ・札幌がアジア・世界の金融センターとして資産運用会社等の金融機能を集積させていくこと

ウ 特集記事

運用方針（トピックスや企画等）に基づき、受託者が取材の上で制作する記事。定期的に発信することを想定し、上記3の履行期間内に3本以上の記事の投稿を想定。

エ ニュース記事

TSHの構成員が記事を作成し、随時掲載する記事。

オ 各種サイトへのリンク誘導

以下のサイトへの誘導を行うこと。

- ・北海道の企業誘致関連サイト

- ・札幌市の海外向け企業誘致サイト（※現在構築中。9月下旬頃公開予定）
- ・スタートアップ北海道
- ・札幌証券取引所
- ・資源エネルギー庁
- ・金融庁

（参考）

将来的な展開として、北海道におけるGXの投資案件の情報を集約する情報プラットフォームという機能を拡張する可能性がある。

④ サーバ環境・ドメインについて

サーバ環境及び公開時のドメインは、受託者が構築・斡旋・取得したものを使用する。

⑤ 管理ツールの埋め込み

当該ウェブサイトのアクセスデータの集計・管理用にGA4を活用できるように必要な処理を行うこと。

⑥ SEO対策の実施

当該ウェブサイトが検索エンジンを対象として、適切に検索結果の上位に表示される可能性を高めるため、検索エンジンの最適化の工夫を行うこと。また、そのために、適切な検索キーワードの検討も行うこと。

⑦ セキュリティ要件

情報セキュリティに関して、下表に定める措置を講じること。

要件項目	要件概要	
【セキュリティ要件】		
以下の要件を満たすセキュリティ対策を講ずること。		
セキュア通信	1	ログインを必要とする画面及びそれ以降の画面では、HTTPSによる通信を使用すること
	2	入力フォーム以外のページ、ログインを必要とする画面等以外であっても、HTTPSによる通信を使用すること
	3	SSL証明書の取得をすること
脆弱性対応	4	システムはウイルス対策・不正アクセス対策（脆弱性対応）を行い、最新のウイルスパターンファイルを適用すること
	5	システムで使用するソフトウェア等の最新の脆弱性情報を常時取得し、重要度に応じて委託者に報告すること
アクセス制御	6	利用者がその利用できる範囲や権限を越えて情報システムにアクセスすることができないよう、適切な措置を講ずること
	7	ログインの仕組みを設けている場合、ログインのユーザー及び日時等が記録できること
	8	不要なポートを閉鎖すること
	9	ファイアウォールを設置すること

⑧ 確認・校正

受託者は、受託者の構築したテストサーバにシステム及びコンテンツを用意し、随時、委託者が確認できる環境を整えること。

(2) ウェブサイトの運用について

当該ウェブサイトの保守管理に加えて、以下の内容について適切な運用を行うこと。

- ① 当該ウェブサイトの内容の修正や必要な情報の更新。
- ② 企画・取材を含む特集記事の作成（3本以上アップすること。）。
- ③ 新着記事を適切に公開するための支援。
- ④ その他当該ウェブサイトのアクセス分析など、アクセス数の増加に向けた技術的支援や対応（アクセス解析については毎月レポートを提出すること。）。

(3) パンフレット制作

TSHの活動をPRするためのパンフレットを制作すること（日本語）。パンフレットはカラーとし、サイズはA4（縦）とすること。ページ数については、全4～8ページを想定する。なお、掲載内容等については、委託者と協議の上決定することとする。

① デザイン等

表紙を含むデザイン、使用する写真、タイトル等は、TSHの活動や北海道のGXのポテンシャル等のイメージが伝わるようなものとする。

② 内容

上記(1)③イに示したコンテンツ記事の内容を中心に、その他必要な情報を集約したものとする。

③ 部数

1,000部

④ 紙質

委託者と協議の上決定することとする。

6 納期等

(1) ウェブサイトの公開開始予定時期

11月30日（土）までに公開する。ただし、公開開始時点では、すべてのコンテンツを掲載する必要はなく、公開後に適宜情報を追加で公開していくこととするが、公開範囲やスケジュール等については、委託者と協議の上決定することとする。

また、下記については令和7年3月31日（月）までに提出すること。

- ① ウェブサイト構造設計書
- ② 画像データ。高解像度のデータも併せて納品すること。
- ③ イラストデータ（Windows版及びMac OS版 Adobe「IllustratorCS5」で加工可能なもの）

- ④ 検証結果一式（リンクチェック・ブラウザチェック・アクセシビリティ検証）及び達成基準チェックリスト
- ⑤ 完成時のサイトマップ
- ⑥ ウェブサイト更新マニュアル（電子データ）

(2) ウェブサイトの運用

上記(1)の公開開始予定日から令和7年3月31日（月）までの期間とする。

(3) パンフレット

11月29日（金）までに納品すること。また、以下のデータが保存されたメディア（CD-R 又は DVD-R）を2枚納品すること。

- ① 完全版下データ（Adobe Illustrator 又は Adobe InDesign 形式）
- ② PDF データ

※札幌市公式ホームページ等で公開予定のため、10MB 以内に圧縮後のデータと、圧縮前のデータを、それぞれ提出すること。

※成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等については、当該ウェブサイトに関連する目的（TSH の広報活動）で委託者が行う広報活動に必要な範囲内で、二次使用（印刷物の制作等）できるものとする。

なお、統計データに関するイラストについては、データ更新に伴う改変を行うことができることが望ましい。

7 秘密の保持

本業務の遂行にあたり、知り得た情報については、本契約の履行期間及び履行後においては業務上知り得た個人情報を含む全ての情報を第三者に漏らしてはならない。データの取り扱いについても同様である。また、秘密保持及びデータの取り扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

8 特記事項

- (1) 本業務履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者とし、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 本業務履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料などは、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第3者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。

- (5) この業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 委託業務の成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。また、成果物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (7) 委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (8) 当該ウェブサイトの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (9) 本業務は、別冊の「札幌市公式ホームページガイドライン」を順守すること。ただし、事前に委託者に確認し承諾が得られた場合については変更できるものとする。
- (10) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱留意事項」に基づき、適切な措置を講じること。
- (11) 構築に当たっては、独立行政法人情報処理推進機構「安全なウェブサイトの作り方」（最新版）に基づき、脆弱性を排除すること。
- (12) 制作したウェブサイトは、受託者が用意するサーバのテスト領域にアップロードし、動作確認、リンクチェック、アクセシビリティチェック（画像の代替テキストのチェックを含む）、HTMLエラーチェック、ブラウザチェックを行い、公開前に必ず委託者の了解を得ること。また、リンクチェック、アクセシビリティチェック、ブラウザチェックについては、検証結果一式の資料を提出すること。
- (13) サーバの利用等、本市職員の立ち合いを必要とする作業がある場合は、原則として法令で定める休日および年末年始（12月29日から1月3日）を除く、月曜日から金曜日までの8時45分から17時15分の間を実施すること。
- (14) 本業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等

業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。